

## 成年後見制度相談利用協定書

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「甲」という。）と一般社団法人民事信託士協会（以下「乙」という。）は、成年後見制度についての相談・利用を希望する乙の顧客等（以下「丙」という。）を甲に紹介することに関する取扱いについて、次の協定内容を承認の上、互いに誠意を持って協力し対応することに合意した。

なお、ふくし信託株式会社（仮称）設立後は、乙から同社に変更するものとする。

### 第1条（本協定の意義）

甲及び乙は、本協定により丙を甲又は甲に所属する会員（以下「所属会員」という。）に紹介することが、丙に対する良質なサービスの一環であることを認識し、紹介を受けた後の丙に対するサービス提供にあたっては、本協定内容及び法令を遵守し、各々の業務を遂行するものとする。

### 第2条（甲の紹介）

乙は、丙で成年後見制度に関する相談又はその利用を希望する者に対し、甲を紹介することが適当と認めた場合に甲を紹介する。

### 第3条（甲の業務遂行）

甲は、前条により紹介を受けた丙に対し、成年後見制度の相談又は利用に関し、真摯な姿勢・態度で対応する。なお、紹介及びその対応事務については、別途定める成年後見制度相談利用事務運営要領に従うものとする。

2 甲は、甲の責任において所属会員を成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見人（以下「成年後見人等」という。）の候補者に推薦することができる。所属会員が成年後見人等として後見事務等を遂行するにあたり、丙の利益を優先させ、適切な後見事務等を行わせるよう当該所属会員を指導するものとする。

### 第4条（守秘義務）

甲、所属会員及び乙は、入手した丙に関する情報を、善良なる管理者の注意義務をもって慎重に管理し、第三者に漏洩しないものとする。

### 第5条（費用負担）

甲及び乙は、本協定の締結に伴う金銭の支払いは、いかなる名目を問わずこれを行わないものとする。

### 第6条（公表の同意）

甲及び乙は、相手方に関するパンフレット等の対外文書を作成し公表するときは、各々

相手方の事前の同意を得るものとする。



#### 第7条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、現在、甲及び乙、甲及び乙の役員ならびに甲及び乙を代理又は媒介をする者その他の関係者が、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明及び保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること
  - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていること
  - (3) 反社会的勢力を不当に利用していること
  - (4) 反社会的勢力が経営を支配し、又は経営に実質的に関与していること
  - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれか一にでも該当する行為を将来にわたって行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、自らの委託先（再委託を含む。再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下本項において同じ。）又はその委託先との契約締結の代理もしくは媒介をする者その他の関係者が第1項各号に該当しないことを表明及び保証し、将来も同項各号もしくは第2項各号に該当しないことを確約する。また、甲及び乙は、自らの委託先又はその委託先との契約締結の代理もしくは媒介をする者その他の関係者が前二項の各号に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための必要な措置をとらなければならない。
- 4 甲及び乙は、相手方が前三項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、何らの催告を要しないで直ちに原契約を解除することができる。ただし、相手方の故意によらずして前三項のいずれかに違反したと他方当事者が認めた場合において、相手方が速やかに当該違反状況を解消したときはこの限りではない。
- 5 甲及び乙が前項の規定により原契約を解除した場合、第9条の定めにかかわらず、相手方に損害が生じても、一切の義務及び責任を負わないものとする。

#### 第8条（協定の解除）

甲及び乙は、各々相手方が本協定の条項に違反したときは、書面による通知をもって直ちに本協定を解除できるものとする。

#### 第9条（協定の期間）

本協定の有効期間は、2018年12月1日から2019年11月30日までの1年間とする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による申出がない場合は、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第10条（協議事項）

甲及び乙は、信義に基づいて誠実にこの協定を履行し、本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれが記名押印のうえ、各々1通を保有する。

2018年11月26日

甲 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館  
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 矢頭 範之

乙 東京都中央区日本橋二丁目16番13号 ランディック日本橋ビル3階  
一般社団法人 民事信託士協会  
代表理事 大貫 正男

#### 設立準備委員会の表示

東京都中央区日本橋二丁目16番13号 ランディック日本橋ビル3階

ジュリスター・インターナショナル

ふくし信託株式会社設立準備委員会

委員長 山北 英仁

e-mail: yamakita@civiltrust.com